

11/12
~25

あなたのそばに暴力(DV)はありますか？

「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間

DV(ドメスティックバイオレンス)とは、配偶者(内縁関係・元配偶者も含む)や恋人など親密な関係にある人から振られる暴力のことです。

また、子どもがDVを目撃することは児童虐待にあたります。家庭でDVを目撃したりDVの雰囲気を感じとることなどで感情表現や問題解決の手段として暴力を学習してしまうなど、子どもに悪影響を及ぼします。

DVの形態

- ◎身体的暴力…殴る・蹴る・突き飛ばす・物を投げる・首を絞める など
- ◎精神的暴力…大声で怒鳴る・無視する・生活費を渡さない・自尊心を傷つける・相手の行動を制限する など
- ◎性的暴力……性行為を強要する・避妊に協力しない・中絶を強要する など

デートDVをご存知ですか？

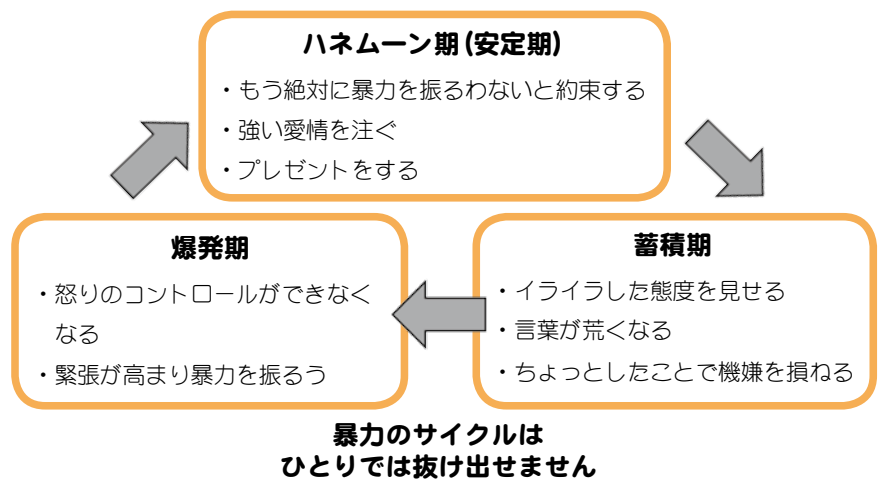
交際相手との間で起こる暴力のことを「デートDV」と言います。男女間の交際が始まる若年層(高校生や大学生など)でDVの増加が問題視されています。

どんなに親密な関係にあっても、暴力は決して許される行為ではありません。
あなたのそばに暴力はありますか？ひとりで悩まず、ご相談ください。

DVチェックシート

- 自分の思い通りにならないと怒る
 - 相手の希望を無視して、物事を決める
 - 相手が他の人と仲良くすると責める
 - 生活費を(少ししか)渡さない
 - 相手の行動や交友関係を何でも知りたがる
 - 携帯電話にたびたび連絡して行動をチェックする
- ※該当する項目があったら相手を支配しようとしている表れです。自分や相手の態度や行動を見直しましょう。

暴力は繰り返し行われていませんか？



DVに関する相談窓口

◆とちぎ男女共同参画センター相談ルーム

☎028(665)8720(予約受付時間: 9時~16時)

◆生活環境課 人権・協働推進係

☎(57)4132(受付時間: 平日 8時30分~17時15分)

野木町男女共同参画映画会『未来を花束にして』

映画を通して、男女がお互いの個性を大切に、協力しあう「男女共同参画」について理解を深めましょう。

📅12月9日(土)13時30分~16時(開場13時)

📍野木工ニスホール小ホール

📖1912年のイギリス・ロンドン、女性の参政権が認められていなかった。現状に疑問を抱いたモードは女性の参政権を求めるデモに参加するようになる。しかし、このような活動に不満を抱く男性は多く夫からは家を追い出され、仕事もクビになってしまう。困難にぶつかりながらも、参政権を求めた女性たちを描くヒューマンドラマ。

👤町内在住在勤者 📇200名 🆓無料(整理券配布)

※整理券は11月1日(水)9時~生活環境課にて配布

1人2枚まで配布(なくなり次第終了)

📞生活環境課 ☎(57)4154

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化期間

女性に関する様々な相談について、期間中時間を延長して女性の人権問題に詳しい法務局職員または人権擁護委員がお受けします。

📅11月15日(水)~21日(火) 8時30分~19時

☎0570(070)810 (ナビダイヤル)(土日:10時~17時)

※相談は秘密厳守ですので安心してご相談ください。

📍問宇都宮地方法務局 ☎028(623)0925

